

うるま市いじめ問題対策審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 6 日

うるま市教育委員会 教育長 嘉手苺 弘美

うるま市教育委員会規則第 5 号

うるま市いじめ問題対策審議会規則の一部を改正する規則

うるま市いじめ問題対策審議会規則（平成 2 7 年うるま市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（任期） 第 4 条 委員の任期は、 <u>2 年以内</u> とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。	（任期） 第 4 条 委員の任期は、 <u>2 年</u> とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
備考 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 6 日から施行する。